

1 事前の情報共有等について

学校は、緊急事態発生時の校内組織等を活用し、発生時の学校等の対応について十分に情報共有し、周知徹底を図るとともに、職員の役割分担、保護者への連絡体制等を明確にしておく。

2 発生時の学校等の対応について

(1) 感染が判明した場合

学校の対応

<初動対応>

- ① 学校は、児童生徒の感染が判明した場合、すみやかに市教育委員会及び学校医に報告するとともに、当該児童生徒の「出席停止」を指示する。また、保健所の助言を受け、全ての児童生徒への説明、保護者への連絡を行ったうえで、一時的に学校を閉鎖するとともに、当該児童生徒の行動状況を踏まえた校内消毒等の対策を講じる。
(校内消毒方法については保健所の指示のもと実施)
- ② 学校は、保健所の疫学調査（当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡等）に協力する。
- ③ 学校は、疫学調査結果を踏まえた市教育委員会の指示により、「学校の全部又は一部の臨時休業」を実施する。
- ④ 学校は、保健所の助言により、児童生徒・保護者への説明（必要に応じ、一斉メール・文書配布等又は説明会開催）を行い、理解と協力を求める。

<出席停止等の報告>

- ⑤ 学校は、出席停止や臨時休業の措置について、様式2-1及び様式4を作成し、市教育委員会へ報告を行う。

<学校の再開>

- ⑥ 学校の再開については、市教育委員会の指示により行う。再開後は、基本的な感染症防止対策及び児童生徒の健康観察の徹底などの必要な対策を講じる。

(2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合

<初動対応>

- ① 学校は、児童生徒が感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合は、すみやかに市教育委員会、保健所、学校医に報告を行う。市教育委員会は、県教育委員会に報告する。また、保健所の助言を受け、必要に応じ、全ての児童生徒に説明し、保護者へ連絡の上、一時的に学校を閉鎖するとともに、当該児童生徒の行動状況を踏まえた校内消毒等の対策を講じる。
- ② 学校は、当該児童生徒について、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察と自宅待機（出席停止）を行う。
- ③ 学校は、保健所の助言により、必要に応じ、児童生徒・保護者への説明（一斉メール・文書配布等又は説明会開催）を行い、理解と協力を求める。

